

弁護士による罪に問われた人の支援の取組について

第1 弁護士による更生支援の具体的な活動

1 弁護士が更生支援を行う場面

主として、刑事事件の弁護人や少年事件の付添人が、弁護活動や付添人活動を行う場面で問題となる（いわゆる「入口支援」）。

被疑者・被告人や少年が、犯罪や非行を行っていない場合には、無罪・不処分を求めて活動する。

仮に、被疑者・被告人や少年が、犯罪や非行を行っていることが証拠上否定することが困難な場合でも、適切な量刑や処分を求めて活動する。

2 刑事裁判や少年審判は、被疑者・被告人や少年が過去に行った行為に対する処分を決定する手続。

↓

そうはいっても、被疑者・被告人や少年が犯罪や非行に及んだ背景事情を踏まえて、再び同じことを繰り返さないような手立てを考えることも重要。

3 弁護士は具体的にどのように更生支援を行うのか（万引きの刑事事件を例に）

国選弁護人として接見をした結果、

①金銭管理を自分で行うことが難しそうな高齢者による万引きであった場合

社会福祉協議会の地域福祉権利事業につなぐ

成年後見制度の利用等につなぐ

地域包括支援センターにつなぐ

②アルコール依存症の傾向のある高齢者による万引きであった場合

依存症治療をしている病院につなぐ

③知的障害のある若年成人による、賽銭泥棒の場合

療育手帳を取得する。

福祉的就労につなぐ（A型、B型）

4 弁護士は、必ずしも福祉や医療サービスに詳しいわけではないので、他の専門職の力を借りる必要がある。そこで、弁護人は社会福祉士と一緒に活動することもある。

第2 弁護士会による活動その1（個々の弁護人を支援する事業）

- 1 弁護士と社会福祉士をつなぐ～弁護士に対する社会福祉士の紹介制度
高齢や障害のある被疑者・被告人の刑事事件を担当することになった弁護士が、必ずしも社会福祉士等の福祉専門職を知っているわけではない。

弁護士会が、福祉専門職を紹介する制度を創設した（平成28年4月～）

- 2 社会福祉士の方の経済的負担を軽減する。

- (1) 社会福祉士の方に行っていただくことは大きく分けて2つ。

① 被疑者・被告人が犯行に至った背景の分析

② ①を踏まえた具体的な環境調整のプランニング（更生支援計画）

↓

福祉専門職の方の負担はかなり大きい。

- (2) 平成28年4月から山口県弁護士会による費用助成制度を実施した。

ア 内容

更生支援計画作成援助（50000円）

同行接見援助（5000円）※但し、更生支援計画作成援助との併用は×

イ 実績

令和2年 紹介8件 同行接見援助2件 更生支援計画作成援助1件

令和3年 紹介9件 同行接見援助1件 更生支援計画作成援助2件

令和4年 紹介2件 同行接見援助3件 更生支援計画作成援助2件

- (3) 令和5年4月から日弁連による援助制度に移行

ア 内容

更生支援計画作成援助（50000円）

面会その他の諸活動（上限100000円）

イ 実績

なし

- 3 弁護士と福祉専門職の距離を縮める事業～法廷傍聴企画

福祉専門職の方に、被疑者・被告人の実際の姿を見てもらったり、刑事手続きについての理解を深めていただくために過去に実施していたが、新型コロナにより休止。今後再開を考えている。

第3 弁護士会による活動その2～他機関連携

- 1 平成30年4月1日付で四会連携協定を締結。
- 2 上記協定に基づく活動として毎年1回四会合同研修を実施

令和3年度	法務省教材を用いた模擬裁判
令和4年度	事例を基にしたグループワーク（性犯罪）

第4 弁護士会の体制について

以上の取組は、高齢者・障害者権利擁護センターの他業種連携拡大検討部会が中心になって行ってきた。

令和5年4月に、「罪に問われた人の社会的包摶に関するPT」の設置が承認され、今後同PTが、入口支援のみならず、それ以外の分野も含めて活動を進めていく予定である。

※PTの名称について～再犯防止、更生、社会的包摶

再犯防止という言葉は、被疑者・被告人（以下「本人」という）を社会のリスク要因（危険分子）として、いかにリスクの顕在化としての「再犯」を防ぐという含意が含まれていると考えられる。

これに対し、更生という言葉は、被疑者・被告人が「良い」状態に戻るということであるが、「良い」というのが、本人にとって「良い」というよりも社会にとって「良い」ということが強調されると、本人を置き去りにした更生支援がなされるおそれなしとしない。

そのため、どちらの言葉も用いず、むしろ本人が罪を犯したとしても再び社会の一員として生きていくことができることを目指すという理想から、「社会的包摶」という言葉を採用したものである。

以上